



平成 25 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 荏 原 実 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 久 司
(コード番号：6328 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画室長 濱 野 博 光
電 話 番 号 0 3 - 5 5 6 5 - 2 8 8 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 19 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 26 日開催予定の第 74 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 補欠監査役を新たに選任するにあたり、現行定款第 32 条に補欠監査役の選任決議の効力期間を追加するものであります。

2. 変更内容

別紙の「定款変更の内容」のとおりであります。

3. 定時株主総会開催予定日

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 3 月 26 日 (火)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 3 月 26 日 (火)	(予定)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目 的)	第 1 章 総 則 (目 的)
第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) オゾン濃度計、オゾン空気殺菌脱臭装置、オゾン発生器等のオゾン関連機器・装置、理化学機械器具、その他計測・分析機器の製造及び販売	(1) { (現行どおり)
(2) 脱臭装置、脱臭剤の製造及び販売	(2)
(3) 廃液・廃棄物の再生処理装置、廃棄物等選別装置、廃棄物処理装置の製造及び販売	(3)
(4) 医療機器、化学薬品及びそれらの試薬品の製造、販売及び輸出入	(4)
(5) 栽培漁業関連装置の製造及び販売	(5)
(6) 上下水道施設、清掃施設、水処理施設、農業・漁業集落排水処理施設、産業排水・廃液処理施設及び工業用水道等の環境改善・衛生施設のエンジニアリング事業	(6)
(7) ポンプ、送風機、圧縮機、冷熱・空調機器、ボイラ及び受変電・電気計装等の電気機械器具の販売	(7) ポンプ、送風機、圧縮機、冷熱・空調機器、ボイラ及び受変電・電気計装等の電気機械器具の <u>製造及び販売</u>
(8) 土木、建築、電気、管、鋼構造物、塗装、機械器具設置その他の建設工事の請負及び施工	(8) { (現行どおり)
(9) 土壌汚染の調査、浄化及び除去等に関する業務	(9)
(10) 古物商	(10)
(11) 工業用薬品の販売	(11)
(12) 緩衝材の製造及び販売	(12)
(13) 飼料・有機質肥料の製造及び販売	(13)
(14) 植物及び微生物の培養物の販売	(14)
(15) 植物及び微生物の培養物を原料とした栄養補助食品、化粧品、医薬品等の製造及び販売	(15)
(16) 不動産の賃貸及び管理	(16)
(17) 総合リース、レンタル業	(17)
(18) 産業廃棄物処理業	(18)
(19) 労働者派遣事業	(19)
(20) 上記各号に附帯する一切の業務	(20)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) <u>2</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第 5 章 監査役及び監査役会 (任 期) 第 32 条 (現行どおり) <u>2</u> <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>3</u> (現行どおり)